

強引な消火器の訪問販売にご注意！

事例 1

ある日、作業着を着た男性が突然訪問してきて、「この消火器は耐久年数を過ぎている」「消火器は1年に1回交換する義務がある」などと事実と異なることを言って、強引に消火器を購入させるという事案が発生しています。



事例 2

自宅に消防署員のような作業着を着た男性が訪問してきた。「以前購入した消火器の点検に来た。消火器を見せてください。使用期限は5年なので新しい消火器と交換しなければならない」と消火器の買い替えを勧めてきた。家族と相談すると答え、帰ってもらったが、消火器は交換しなければならないか。

🍁🍁🍁🍁🍁ひとことアドバイス🍁🍁🍁🍁🍁

- 消火器には使用期限が表示されています。
「交換」などと言われた場合は、まず、表示を確認してみましょう。
- 一般の住宅に消火器の設置義務や交換頻度等に関する決まりはありません。設置や交換の判断は、自分でよく考えて行いましょう。
- 一人暮らしの高齢者や障がい者の家に見知らぬ人が出入りしていないかなど、身近な人が日ごろから気を配ることも大切です。
- 少しでも不審な点や分からない点があるときはその場で契約せず、きっぱり断りましょう。



**心配なときは、お住まいの自治体の消防本部(消防署)
や消費生活センター等にご相談ください**



生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から

全国の警察から、殺人、強盗等の凶悪事



件のほか、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されている者は、約730人に上っています。これらの被疑者は、再び犯行を行うおそれがあるため、警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、早期検挙に向け、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととしております。指名手配被疑者によく似た人を見掛けたなど、どんな情報でも警察に通報していただくようお願いします。

消費生活出前講座

—消費者トラブルにあわないために—



「置賜消費生活センター」では、皆様の集会や学習会に講師が出向き、消費生活に関する困りごとや最近の契約トラブル事例とその対処法などを分かりやすく説明する「消費生活出前講座」を実施しています。費用は**無料**です。講座の時間は30分から1時間程度です。講座の内容は、講座中心のものから、寸劇や消費生活

に潜む、危険の手口を紹介した「未然かると」や、歌に合わせて軽い体操をするなど皆様のご要望に沿った内容で行います。

出前講座の
お問い合わせ・
お申し込みは、
こちらへ！



11月・12月の消費生活法律相談

11月10日(木) 13:30~15:30

12月8日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072